

氏名 _____

学籍番号 _____

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい（10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること）。

- 01 行為時に14歳であった未成年者には、画一的に責任能力がある。責任能力とは、自己の行為が不法な行為であった法律上の責任が生じることを弁識するに足りるだけの判断能力をいう。
- 02 アメリカンフットボールの試合中、激しいタックルによりタックルされた者が首の骨を折って死亡した場合（石川達三『青春の蹉跎』参照）、たとえルールを守っていたとしても、他人の身体に対する故意の侵害なので、タックルした者は、損害賠償責任を免れない。
- 03 判例によれば、724条後段の20年の期間は、民法には直接の規定がない除斥期間であり、中断が生じないほか、当事者の援用を要しないが、除斥期間の主張が権利の濫用や信義則違反となることがある。
- 04 責任無能力者の監督義務者に対して714条に基づき損害賠償請求するときには、訴えられた監督義務者は、責任を免れるため、不法行為者に行為当時に責任能力があったことを主張・立証しなければならない。
- 05 17歳の高校2年生が殺人事件をおこした場合、同居しているその高校生の親は、加害現場を目撃していて制止できるような状態にあった特別な場合を除き、被害者の相続人に対して、損害賠償責任を負わされることがない。
- 06 死亡事故の場合、被害者が生存していれば必要になった生活費、支給が確定した各種年金などは損害額から控除されるが、香典、支給が未確定の遺族年金、被害者の養育費、生命保険金、損害保険金、葬儀費用などは控除されない。
- 07 損害の発生や拡大が被害者の心因的素因や被害者の疾患にも起因する場合には、賠償額を減額することができるが、原因の一端が身体的特徴にある場合には、原則として賠償額を減額することはできない。ただし、極端な肥満など通常人の平均値から著しくかけ離れた身体的特徴を有する者が、転倒などにより重大な傷害を被りかねないことから日常生活において通常人に比べてより慎重な行動をとることが求められるような場合は格別である。
- 08 3割の過失があると判定された被害者が壊された家屋につき1000万円の損害を被ると同時に300万円の損害保険金を受領した場合、賠償されるべき損害額は、400万円である。
- 09 不法行為を理由とする損害賠償請求権の3年の消滅時効の起算点は、被害者またはその法定代理人が損害の発生および加害者の故意または過失を知った時である。
- 10 通園途上の道で3歳の保育園児が飛び出して脇見運転の自動車にはねられ重傷を負った場合において、引率の保母さんにも園児の安全の配慮に足りないところがあったときは、被害児自身の過失は問題にならないが、保母さんの過失を考慮して、損害賠償請求の賠償額は減額される。